

サービス計画作成等のための情報開示請求に来所できない場合

サービス計画作成等のための情報開示請求に来所できない場合は郵送しますので、下記の書類をご提出ください。

必要なもの 1～3は必須、4～7は該当する場合に必要です。

必須	1	サービス計画作成のための情報開示請求書	所定のとおり記入してください。
	2	定額小為替証書500円分()	発行日から6ヶ月以内のもの 「指定受取人」欄は何も記入しないでください。
	3	介護支援専門員を証明するもののコピー	有効期間と8桁の登録番号が表示されているもの 修了証明書不可
該当する場合必要	4	(居宅サービス計画作成依頼届出書を未提出の場合) 居宅サービス計画作成依頼届出書または契約のみ済んでいる場合は <u>請求者と被保険者の関係のわかる契約書のコピー</u>	居宅サービス計画作成依頼届出書が未提出の場合のみ必要です。
	5	(予防給付対象者の情報開示を請求する場合) 当該対象者の『介護予防支援重要事項説明書』で <u>包括・事業所・利用者の押印がしてあるページのコピー</u>	要介護状態区分が「要支援1・2」の方のみ必要です。
	6	(施設入所者の情報開示を請求する場合) 当該対象者の『施設入所に伴う契約書』で <u>事業者・利用者の押印がしてあるページのコピー</u>	施設入所の場合、居宅サービス計画作成依頼届の提出が必要ないため、契約書のコピーが必要です。
	7	(転出等で現在江東区外に住居票がある場合) 新住所地で発行された介護保険被保険者証のコピー	現在、江東区以外の介護保険被保険者証をお持ちの方の場合は必要です。 新住所地での介護保険被保険者証に貴事業所名が印字されておらず、契約のみ済んでいる場合は、 <u>請求者と被保険者の関係のわかる契約書のコピー</u> が必要です。

定額小為替証書500円分の経費内訳

認定調査資料・主治医意見書のコピー実費(一人当たり4～5頁程度・1頁につき10円)

簡易書留料金300円 通常郵送料80円(2名分ご請求の場合90円)

おつりは切手でお返しします。

3名以上ご請求の場合、料金についてあらかじめお問合せください。

必ず定額小為替証書をお願いします。切手では受付できません。

注意・情報開示請求時、以下の場合は交付できません。

認定結果が非該当の場合

本人の同意がない時のすべての資料、および主治医の同意がない時の主治医意見書

申請時、意見書作成時に同意がなかった場合でも、あらかじめ書面で同意が確認できれば交付できますので、お問い合わせください。

個人情報保護のため、FAXでの請求はせず、郵便での請求をお願いいたします。

問合せ先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

江東区役所 介護保険課認定係

Tel 03-3647-9496(直通)